

岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 県は、高齢者、障がい者等の身体特性に対応した住宅の普及促進、既存住宅の耐震性能及び省エネ性能の向上、空き家の利活用による移住定住の促進並びに子育て支援の促進を図ることを目的として、自己又は同居する親族の住宅の改良工事に必要な資金に充てるため金融機関の住宅貸付けを受けた者に対し、予算の範囲内で、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 金融機関 岐阜県指定金融機関等の指定（令和2年岐阜県告示第25号）に規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。
- 二 空き家 市町村の「空き家バンク」若しくは「空き家紹介制度」に登録された物件又は「空き家の実態調査」等で各市町村が把握している物件をいう。
- 三 移住者 次のいずれかに掲げる者をいう。
 - イ 基準日（ローン契約締結日又は工事完了日のいずれか遅い日をいう。以下同じ。）から申込書の提出日までの間に県外から県内市町村に転入届をした者
 - ロ 基準日から遡って1年以内に県外から県内市町村に転入届をした者
 - ハ その他知事が移住者として認めた者
- 四 多子世帯 18歳未満の子（胎児である子を含む。）を3人以上養育する世帯（同居していること）をいう。
- 五 新婚世帯 次のいずれかに掲げる世帯をいう。
 - イ 基準日から申込書の提出日までの間に婚姻の届出をした世帯
 - ロ 基準日から遡って2年以内に婚姻の届出をした世帯
 - ハ 住民票等で内縁関係の開始を証明する世帯
- 六 バリアフリー改修工事 高齢者等の身体特性への対応を目的として自己又は同居する親族の住宅で実施した住宅の改良工事で、別表第1に掲げる項目のうち2以上の項目に係る工事を伴うものをいう（住宅の改良工事後において同表の(1)又は(4)が実施済みであること。）。
- 七 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として自己又は同居する親族の住宅で実施した住宅の改良工事で次に掲げるものをいう。
 - イ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で行うものであること。
 - ロ 別表第2に掲げるいずれかの工事を伴うもの（工事費から同表に掲げる補助金の額を控除した額が100万円以上であるものに限る。）であること。
- 八 省エネ改修工事 省エネ性能の向上を目的として自己又は同居する親族の住宅で実施した住宅の改良工事で、別表第3に掲げるいずれかの工事を伴うものをいう。
- 九 移住定住空き家改修工事 空き家の利活用による移住定住を目的として、移住者、多子世帯若しくは新婚世帯に属する者又はこれらの者と売買契約若しくは賃貸借契約を締結して改修する空き家の所有者若しくは賃借権者が、空き家で実施した住宅の改良工事をいう。
- 十 三世代同居・近居改修工事 親子と子の祖父母（祖父又は祖母のいずれか一方の場合を含む。）とが、同一の住所地での居住（以下「三世代同居」という。）又は直線距離で2km以内の場所での居住（以下「三世代近居」という。）で次のいずれかに該当するもの（以下「三世代同居・近居」という。）を目的として、子の親又は子の祖父母が、自己、同居する親族又は三世代同居・近居を

する親族の住宅で実施した住宅の改良工事で、別表第4に掲げるいずれかの工事を伴うものをいう。
イ 基準日から申込書の提出日までの間に親子と子の祖父母のいずれかが住所地を移して新たに始めたもの

ロ 基準日から遡って1年以内に親子と子の祖父母のいずれかが住所地を移して新たに始めたもの

十一 住宅改良資金融資 金融機関が独自で行う次に掲げる住宅の改良工事に必要な資金の貸付け（貸付金額が100万円以上かつ償還期間が10年以上のものに限る。）をいう。

（利子補給対象者）

第3条 利子補給金の交付の対象となる者は、次の各号にに掲げる要件の全てを満たしている者とする。

一 岐阜県内で住宅の改良工事を行うこと。

二 都道府県税を滞納していないこと。

三 岐阜県が行う住宅の改良工事等に関する他の補助金（耐震改修工事に係る住宅改良資金融資にあっては、木造住宅に係る耐震補強工事に対する岐阜県建築物等耐震化促進事業費補助金を除く。）、貸付金、利子補給金等を受けていないこと。

四 次に掲げる者でないこと。

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ロ 本人又はその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。）（以下「本人等」という。）が暴力団員であるなど、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）がその経営又は運営に実質的に関与している個人

ハ 使用人が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人

ニ 本人等が、第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人

ホ 本人等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人

ヘ 本人等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人

ト 本人等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人

（利子補給金の交付の対象となる経費）

第4条 利子補給金の交付の対象となる経費は、住宅改良資金融資を受けた額（300万円を限度とし、10万円未満の端数のあるときは、これを切り捨てた額）に対する利子（延滞利子を除く。）とする。

2 前項に規定する住宅改良資金融資の額は、住宅の改良工事費から耐震補強工事に対する補助金の額を控除した額（10万円未満の端数のあるときは、これを切り捨てた額）を超えることができない。

（利子補給金の額）

第5条 利子補給金の交付は、住宅改良資金融資に係る第1回の償還日から起算して5年間行うものとし、その額の算定方法は、別表第5に定めるとおりとする。

2 住宅改良資金融資の償還につき、繰上償還を行った場合の利子補給金の額は、当該繰上償還により残った元金（以下「残元金」という。）が300万円以上のときは、前項の規定により算定した額（既

交付済みの利子補給金の額を除く。)とする。ただし、残元金が300万円未満のときは、残元金を300万円で除して得た額に、当該繰上償還を行った日以後に交付することとしていた利子補給金の額を乗じて得た額とする。

(利子補給の申込み)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記第1号様式による申込書(以下「申込書」という。)を作成し、住宅改良資金融資を受ける金融機関を経由して、知事に提出しなければならない。

2 前項の申込書の提出期間は、知事が別に定める。

(利子補給承認決定等)

第7条 知事は、申込書を受理したときは、その内容を審査し、利子補給の承認又は不承認を決定し、その旨を申請者及び金融機関に通知するものとする。

(利子補給の変更申込み)

第8条 前条の規定により承認を受けた者(以下「被承認者」という。)は、申込書に記載した内容に変更が生じたときは、別記2号様式による変更申込書(以下「変更申込書」という。)を作成し、遅滞なく、住宅改良資金融資を受ける金融機関等を経由して、知事に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による変更申込書の提出があった場合に準用する。

(金融機関への委任)

第9条 被承認者は、利子補給の申込み、利子補給金の交付申請、実績報告、利子補給金の交付請求、利子補給金の受領等の規則及びこの要綱に基づく事務(以下「交付請求事務」という。)を金融機関等に委任することができる。

2 被承認者は、前項の規定により交付請求事務を委任しようとするときは、委任状(別記第3号様式)を金融機関を経由して知事に提出しなければならない。

(利子補給金の交付申請)

第10条 利子補給金交付申請書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

2 利子補給金交付申請書の添付書類は、知事が別に定める。

3 利子補給金交付申請書の提出期限は、被承認者が金融機関等と、毎年4月1日から9月30日までの間に金銭消費貸借契約(以下「契約」という。)を締結したときは当該年の11月30日とし、10月1日から翌年の3月31日までの間に契約を締結したときは翌年の5月31日とする。ただし、知事が提出期限を別途指定した場合は、この限りでない。

(利子補給金の変更交付申請)

第11条 被承認者は、交付申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更交付申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

2 実績報告書の提出期限は、被承認者が、毎年4月1日から9月30日までの間に住宅改良資金融資に係る償還を行ったときは翌年の2月20日とし、10月1日から翌年の3月31日までの間に償還を行ったときは翌年の8月20日とする。ただし、知事が提出期限を別途指定した場合は、この限りでない。

3 知事は、実績報告書の提出に先立ち、別途償還状況の確認をすることができるものとする。

(利子補給金交付請求書)

第13条 利子補給金交付請求書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

(利子補給金交付の打ち切り)

第14条 知事は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、利子補給金の交付を打ち切るものとする。

- 一 第5条第2項に規定する残元金が全額償還されたとき。
- 二 被承認者が死亡したとき。

(暴力団の排除)

第15条 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第3条第4号の規定に該当しないときは、知事は、その者に対して、利子補給金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条第4号の規定に該当しないことが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、利子補給金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に利子補給金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により、利子補給金の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年6月2日から施行する。
- 2 この要綱は、平成9年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年10月12日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県加齢対応型等住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県加齢対応型等住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県加齢対応型等住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県加齢対応型等住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金につ

いては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年11月21日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用する。
- 3 前項の規定に関わらず、平成26年9月30日までの申し込みに係る利子補給金については、従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用する。
- 3 前項の規定に関わらず、省エネ改修工事のうち、窓の断熱改修に係る省エネ性能については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用する。
- 3 前項の規定に関わらず、省エネ改修工事のうち、窓の断熱改修に係る省エネ性能については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用する。
- 3 前項の規定に関わらず、省エネ改修工事のうち、窓の断熱改修に係る省エネ性能については、なお従前の例によることができる。

附 則 （令和元年11月22日改正）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）以後に締結する契約に係る利子補給金について適用し、適用日前に締結した契約に係る利子補給金については、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、適用日前に締結した契約に係る利子補給金についても、この要綱の規定（第2条、第3条及び別表第1から別表第4までを除く。）を適用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用する。
- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙は、当面の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第2条関係）

項目	適合基準
(1)段差解消	次の箇所全てを対象とした段差解消を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の寝室のある階の全居室の床及び出入口 ・便所、洗面所、脱衣所、玄関ホール^のの床及び出入口 ・上記の各部分をつなぐ廊下の床
(2)通行幅の確保	次の部分をつなぐ廊下の幅を78cm以上とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の寝室のある階の全居室 ・便所、洗面所、脱衣所及び玄関ホール 出入口の幅は、次によること。 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の寝室のある階の居室及び玄関ホール 75cm以上 ・浴室 60cm以上
(3)階段の形状	勾配：22/21以下とすること。
(4)手すりの設置	次の箇所全てに手すりを設置すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・浴室 ・便所 ・住宅内の階段
(5)浴室の広さ	短辺内法長さを130cm以上、有効面積2㎡以上とすること。
(6)便所	腰掛け便器の設置かつ便所内法長辺130cm以上、便器の前方又は側方から壁まで50cm以上のいずれかが確保可能とすること。
(7)部屋の配置	高齢者等の寝室と便所を同一階に配置すること。
(8)寝室の広さ	内法面積で9㎡以上とすること。
(9)ホームエレベーター及び高齢者用トイレ・バスユニット等設置工事	日本住宅性能表示基準における高齢者対策等級3に準拠すること。

別表第2（第2条関係）

<p>(1)木造住宅に係る耐震補強工事に対する岐阜県建築物等耐震化促進事業費補助金を利用して行う耐震補強工事（補強後の上部構造評点が1.0以上となるものに限る。）</p> <p>(2) (1)に類する耐震改修工事として特に知事が認めるもの</p>

別表第3 (第2条関係)

- (1)改修後の窓が住宅事業建築主の新築する特定住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準等を廃止する告示(平成28年経済産業省・国土交通省告示第8号)による廃止前の住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成25年国土交通省告示第907号)に規定する断熱性能に適合するように行うガラス交換工事、内窓設置工事又は外窓交換工事(全ての居室の外気に面する窓の断熱改修を行うものに限る。)
- (2)改修後の外壁、屋根・天井又は床のいずれかの部位に、次の表の断熱材区分に応じた最低使用量以上の断熱材(ノンフロンかつ熱抵抗値などの断熱性能が確認されたものであってJIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9526、JIS A 9523、JIS A 5905、JIS A 5901若しくはJIS A 5914に適合している認証を受けていること又はそれと同等の性能を有することが証明されているものに限る。)を用いる断熱改修工事

断熱材区分	熱伝導率 [W/(m・K)]	断熱材最低使用量(単位:m ³)		
		外壁	屋根・天井	床【基礎】
A-1	0.052~0.051	6.0	6.0	3.0【0.9】
A-2	0.050~0.046			
B	0.045~0.041			
C	0.040~0.035			
D	0.034~0.029	4.0	3.5	2.0【0.6】
E	0.028~0.023			
F	0.022以下			

別表第4 (第2条関係)

- 1 増築工事又は間取りを変更する工事
- 2 台所、浴室、洗面所、便所等の設備の増設、取替え若しくは修繕又は壁紙、フローリング等の張替えに関する工事

別表第5（第5条関係）

＜利子補給金額の算定＞	$\text{利子補給額（円）} = \text{A} \times \frac{\text{B}}{10} \times \text{C}$
<p>A：下記利子補給金早見表による1ヶ月の標準利子補給額（円） B：住宅改良資金融資の利子補給対象額（万円） C：住宅改良資金融資の償還期限が到来したもので、償還済のものの属する月数</p>	

利子補給金早見表（10万円当たり）

償 還 期 間	金 額			
	1 月 分 (円)	6 ヶ 月 分 (円)	1 年 分 (円)	総 額 (円)
10年以上15年未満	64	384	768	3,840
15年以上20年未満	71	426	852	4,260
20年以上25年未満	75	450	900	4,500
25年以上	77	462	924	4,620

別記

第1号様式（第6条関係）

金融機関記入欄			
取扱金融機関名・店舗名		整理番号	
受付年月日		確認印	

岐阜県住宅リフォーム資金利子補給制度申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

申込者 〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____

T E L _____

岐阜県住宅リフォームローン利子補給金の交付を受けたいので、同交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

共通記入欄

工 事 日 程	工事着工日	年 月 日	工事完了日	年 月 日
資 金 計 画	総工事費	金融機関からの借入額	自己資金	その他借入額
	円	円	円	円
利子補給対象借入	対象借入額	返済期間	借入年利率	第1回償還(予定)年月日
	円	年	%	年 月 日
借入年月日	年 月 日			
利子補給の種類 (いずれかに○)	1 バリアフリー改修 2 耐震改修 3 省エネ改修 4 移住定住空き家改修 5 三世代同居・近居改修			

バリアフリー改修申込者記入欄

実 施 工 事 内 容	1 段差解消	2 通行幅の確保	3 階段の形状	4 手すりの設置
	5 浴室の広さ	6 便所	7 部屋の配置	8 寝室の広さ
	9 ホームエレベーター設置工事、高齢者用トイレ・バスユニット等設置工事			
《上記のうち新たに行う該当工事の番号に2つ以上○を付ける。》				
※改修後において、「段差解消」又は「手すりの設置」が実施済みであること。				

耐震改修申込者記入欄

対象住宅の建築時期	年 月 着工(昭和56年5月31日以前であること。)			
耐震補強工事費補助金に係る 額の確定通知書等	通知日	年 月 日	文書番号	号
	補助金額	円		
耐震補強後の上部構造評点	(1.0以上であること。)			

省エネ改修申込者記入欄

実 施 工 事 内 容 (該当するものに○)	1 窓の断熱改修 《全ての居室の外気に面する窓の断熱改修を行うこと。》
	2 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

移住定住空き家改修申込者記入欄 (該当する要件のいずれかに○)

1 移住者 (転入届提出日 年 月 日)	2 多子世帯 (18歳未満の者の人数 人)
3 新婚世帯 (婚姻届提出日 年 月 日)	4 1～3と売買又は賃貸借契約を締結して改修する空き家の所有者又は賃借権者
※転入届提出日は、基準日(ローン契約締結日又は工事完了日のいずれか遅い日)から遡って1年以内又は申込書提出日までの間であること。	
※婚姻届提出日は、基準日から遡って2年以内又は申込書提出日までの間であること。	

三世代同居・近居改修申込者記入欄 (該当する要件のいずれかに○)

三世代同居等の 状況	1 親子・子の祖父母が同一住所地に居住(三世代同居)	転入日 年 月 日
	2 親子・子の祖父母が直線距離で2km以内に居住(三世代近居)	
	※転入日は、転入届又は転居届の日付とし、基準日から遡って1年以内又は申込書提出までの間であること。	
1 増築工事又は間取りを変更する工事		
2 台所、浴室、洗面所、便所等の設備の増設、取替え若しくは修繕又は壁紙、フローリング等の張替えに関する工事		

第2号様式（第8条関係）

岐阜県個人住宅建設等資金
岐阜県産木造住宅建設資金
岐阜県省エネ住宅建設資金
岐阜県中古住宅流通
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給変更申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
氏 名
TEL () -

さきに、承認を受けました申込書の内容について、下記のとおり変更を生じたので、

岐阜県個人住宅建設等資金
岐阜県産木造住宅建設資金
岐阜県省エネ住宅建設資金
岐阜県中古住宅流通
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金交付要綱第8条の規定により変更承認の

申込みをします。

記

整理番号		氏 名	
承認番号		承認番号	
変更事項			
変更前			
変更後			
理 由			
変更年月日			

取扱金融機関証明欄

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

取扱金融機関・店舗名

委任状

私は、

{	岐阜県個人住宅建設等資金	}	利子補給金を受けたいので、
	岐阜県産木造住宅建設資金		
	岐阜県省エネ住宅建設資金		
	岐阜県中古住宅流通		
	岐阜県住宅リフォームローン		

を代理人と定め、利子補給の申込み、
利子補給金の交付申請、実績報告、交付請求、受領等に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

(委任者)

住 所

氏 名

承認番号

印

(受任者)

所在地

氏 名

印

岐阜県知事 様

利子補給金	金融機関名	店 舗 名	口座 種別	口 座 番 号
振込口座			普通 当座	

岐阜県個人住宅建設等資金
岐阜県産木造住宅建設資金
岐阜県省エネ住宅建設資金
岐阜県中古住宅流通
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金交付申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

年度

岐阜県個人住宅建設等資金
岐阜県産木造住宅建設資金
岐阜県省エネ住宅建設資金
岐阜県中古住宅流通
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金のおおりに交付され

たく岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 交付申請計算書・・・別紙のおおりに
- 3 金銭消費貸借契約書の写し

第6号様式（第12条関係）

岐阜県個人住宅建設等資金
岐阜県産木造住宅建設資金
岐阜県省エネ住宅建設資金
岐阜県中古住宅流通
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金実績報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

年 月から 年 月までの

岐阜県個人住宅建設等資金
岐阜県産木造住宅建設資金
岐阜県省エネ住宅建設資金
岐阜県中古住宅流通
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金

について、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

償 還 状 況 調 査 表

交付要綱の区分	詳細区分	金融機関名	整理番号	承認番号	利子補給対象者氏名	交付請求額	支店名	口座種別	口座番号	備 考
合 計										

(償 還 状 況)

上記の者は、 4 年 ・ 月から 9 年 ・ 月までの間、所定の金額を償還したことを証明する。
10 3

年 月 日

金融機関名

（ 岐阜県個人住宅建設等資金
岐阜県産木造住宅建設資金
岐阜県省エネ住宅建設資金
岐阜県中古住宅流通
岐阜県住宅リフォームローン ） 利子補給金交付請求書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
氏 名

（ 岐阜県個人住宅建設等資金
岐阜県産木造住宅建設資金
岐阜県省エネ住宅建設資金
岐阜県中古住宅流通
岐阜県住宅リフォームローン ） 利子補給金の交付を下記のとおり請求します。

記

交 付 請 求 額	金 円
-----------	-----

金 融 機 関 名	預 金 種 別	口 座 番 号
	普 通	
	当 座	
	別 段	

県 記 入 欄

額 の 確 定 年 月 日	年 月 日	
番 号		

額 の 確 定 額	金 円
-----------	-----

発行責任者

担 当 者

連 絡 先